

# 議第26号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（平成27年8月6日付け）等に準じた給与の改定を行うとともに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正（平成26年法律第34号による改正）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正（平成26年法律第68号による改正）に伴い、引用条項の整理を行うものです。

## 2 改正の内容

### (1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条・第2条関係）

#### ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、0.05パーセントです。

#### イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、0.1月分（再任用職員にあつては0.05月分）引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.1月分が4.2月分（再任用職員にあつては、2.15月分が2.2月分）になります。

#### 【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 平成27年度

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	0.75 (0.35)	1.975 (1.0)	1.225 (0.65)	0.75 (0.35)	1.975 (1.0)
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.75</u> ( <u>0.35</u> )	<u>2.125</u> ( <u>1.15</u> )	1.375 (0.8)	<u>0.85</u> ( <u>0.4</u> )	<u>2.225</u> ( <u>1.2</u> )
計	2.6 (1.45)	<u>1.5</u> ( <u>0.7</u> )	<u>4.1</u> ( <u>2.15</u> )	2.6 (1.45)	<u>1.6</u> ( <u>0.75</u> )	<u>4.2</u> ( <u>2.2</u> )

(イ) 平成28年度以降

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	<u>0.75</u> ( <u>0.35</u> )	<u>1.975</u> ( <u>1.0</u> )	1.225 (0.65)	<u>0.8</u> ( <u>0.375</u> )	<u>2.025</u> ( <u>1.025</u> )
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.75</u> ( <u>0.35</u> )	<u>2.125</u> ( <u>1.15</u> )	1.375 (0.8)	<u>0.8</u> ( <u>0.375</u> )	<u>2.175</u> ( <u>1.175</u> )
計	2.6 (1.45)	<u>1.5</u> ( <u>0.7</u> )	<u>4.1</u> ( <u>2.15</u> )	2.6 (1.45)	<u>1.6</u> ( <u>0.75</u> )	<u>4.2</u> ( <u>2.2</u> )

## ウ 地域手当の改定

広島県等に派遣する職員及び広島県からの人事交流により採用している市立呉高等学校教員について、広島県に準じ、地域手当を段階的に引き上げるものです。

区分	年度	改正案						
		現行	H27	H28	H29	H30	H31	H32
広島市在勤職員		6.00%	6.79%	7.00%	7.20%	7.30%	7.40%	7.50%
教育職給料表適用職員		3.00%	3.79%	4.00%	4.20%	4.30%	4.40%	4.50%

## エ 給与総合見直しに伴う経過期間の改定

広島県に準じ、市立呉高等学校教員について、給与総合見直しに伴う経過措置期間（現給保障期間）を、他の職員と同様に平成32年3月31日までとするものです。

## (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条・第4条関係)

### ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>370,000円</u>	<u>371,000円</u>
2	<u>418,000円</u>	<u>419,000円</u>
3	<u>470,000円</u>	<u>471,000円</u>
4	<u>531,000円</u>	<u>532,000円</u>
5	<u>606,000円</u>	<u>607,000円</u>

### イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。

#### 【期末手当の各期別支給割合】

(ア) 平成27年度

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.55	1.55
12月期	<u>1.55</u>	<u>1.6</u>
計	<u>3.1</u>	<u>3.15</u>

(イ) 平成28年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.55</u>	<u>1.575</u>
12月期	<u>1.55</u>	<u>1.575</u>
計	<u>3.1</u>	<u>3.15</u>

### 3 その他

#### (1) 医師の初任給調整手当の上限額の改定（第1条関係）

医師の初任給調整手当の上限額を412,200円から413,300円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

#### (2) 理事職の創設

中核市への移行を契機に、様々な重要課題や懸案事項、更には、部を横断する事務事業について、総合的に指揮・監督をする職として、一般職給料表8級に理事職を創設します。

#### (3) 引用条項の整理

##### ア 地方公務員法の改正関係（第2条及び第5条から第8条まで関係）

地方公務員法の一部改正に伴い、次の5条例について、引用条項の整理を行います。

(ア) 呉市職員の給与に関する条例

(イ) 呉市消防職員特殊勤務手当支給条例

(ウ) 呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(エ) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

(オ) 呉市職員特殊勤務手当支給条例

##### イ 行政不服審査法の改正関係（第2条及び第9条関係）

行政不服審査法の全部改正に伴い、次の2条例について、引用条項の整理を行います。

(ア) 呉市職員の給与に関する条例

(イ) 呉市職員退職手当支給条例

### 4 施行期日

(1) 第1条及び第3条の規定 公布の日（平成27年4月1日から適用）

(2) その他の条の規定 平成28年4月1日

### 5 新旧対照表

#### (1) 呉市職員の給与に関する条例（第1条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(初任給調整手当) 第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる額に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	(初任給調整手当) 第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる額に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

<p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>412,200円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 地域手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 東京都特別区に在勤する職員</p> <p>(2) 医療職給料表の適用を受ける職員</p> <p>(3) 広島市に在勤する職員</p> <p>(4) 教育職給料表の適用を受ける職員</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 100分の20</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 100分の16</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>100分の6</u></p> <p>—</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 <u>100分の3</u></p> <p>—</p> <p>3 (略)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 地域手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 東京都特別区に在勤する職員</p> <p>(2) 医療職給料表の適用を受ける職員</p> <p>(3) 広島市に在勤する職員</p> <p>(4) 教育職給料表の適用を受ける職員</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 100分の20</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 100分の16</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>100分の7.</u></p> <p><u>5</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 <u>100分の4.</u></p> <p><u>5</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の197.5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5), 12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の197.5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5), 12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で</p>

<p>定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の75 _____ _____ を 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の35 _____ _____ を乗じ て得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する 場合においては100分の75を、12月 に支給する場合においては100分の85を</u> 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場 合においては100分の35を、12月に支 給する場合においては100分の40を</u>乗じ て得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>別表第1 (第3条関係) 一般職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係) 消防職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係) 教育職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(以下表略)</u></p>	<p>別表第1 (第3条関係) 一般職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係) 消防職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係) 教育職給料表 <u>(以下表略)</u></p> <p>別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(以下表略)</u></p>

**(2) 呉市職員の給与に関する条例 (第2条の規定による改正部分)**

改正前	改正後
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第3項及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第3項及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に</p>

支給する場合においては100分の197.5

(第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5)、12月に支給する場合においては100分の222.5(第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

第14条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～8 (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75を、12月に支給する場合においては100分の85を  
乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35を、12月に支

支給する場合においては100分の202.5

(第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5)、12月に支給する場合においては100分の217.5(第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

第14条の4の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～8 (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の80  
\_\_\_\_\_を  
乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5

<p>給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第5 (第3条, 第3条の2関係) 一般職等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級</td> <td>消防長の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 部長の職務 2 消防局副局長の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	8級	消防長の職務	7級	1 部長の職務 2 消防局副局長の職務	6級	1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務	5級	課長の職務	(略)		<p>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第5 (第3条, 第3条の2関係) 一般職等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級</td> <td>1 消防長の職務 2 理事の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 部長の職務 2 消防局副局長の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	8級	1 消防長の職務 2 理事の職務	7級	1 部長の職務 2 消防局副局長の職務	6級	1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務	5級	課長の職務	(略)	
職務の級	基準となる職務																								
8級	消防長の職務																								
7級	1 部長の職務 2 消防局副局長の職務																								
6級	1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務																								
5級	課長の職務																								
(略)																									
職務の級	基準となる職務																								
8級	1 消防長の職務 2 理事の職務																								
7級	1 部長の職務 2 消防局副局長の職務																								
6級	1 副部長の職務 2 消防監 (消防局副局長を除く。)の職務																								
5級	課長の職務																								
(略)																									

**(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第3条の規定による改正部分)**

現 行	改 正 案																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業職員 (地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。) である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>370,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>418,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>470,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>531,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>606,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「, 義務教育等教員特別</p>	号給	給料月額 円	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業職員 (地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。) である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>419,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「, 義務教育等教員特別</p>	号給	給料月額 円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>
号給	給料月額 円																								
1	<u>370,000</u>																								
2	<u>418,000</u>																								
3	<u>470,000</u>																								
4	<u>531,000</u>																								
5	<u>606,000</u>																								
号給	給料月額 円																								
1	<u>371,000</u>																								
2	<u>419,000</u>																								
3	<u>471,000</u>																								
4	<u>532,000</u>																								
5	<u>607,000</u>																								

<p>手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の197.5」とあるのは「100分の155」と、<u>「100分の212.5」</u>とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の197.5」とあるのは「100分の155」と、<u>「100分の222.5」</u>とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の197.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の222.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の202.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の217.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3～6（略）</p>



#### (5) 呉市消防職員特殊勤務手当支給条例（第5条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 及び呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、消防職員（以下「職員」という。）に係る特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 及び呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、消防職員（以下「職員」という。）に係る特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

#### (6) 呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（第6条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、呉市立呉高等学校（以下「高等学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、呉市立呉高等学校（以下「高等学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

#### (7) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第7条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (8) 呉市職員特殊勤務手当支給条例（第8条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 及び呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、職員（消防吏員を除く。）の特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 及び呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、職員（消防吏員を除く。）の特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(9) 呉市職員退職手当支給条例（第9条の規定による改正部分）

現 行	改正案
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>